

障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査業務委託募集要項 (公募型プロポーサル方式)

1 案件名称

障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的及び概要

本業務は、障がい者自立支援給付費及び障がい児給付費が年々増加する中、障がい福祉サービス等の質の確保・向上とともに、給付の適正化などの課題に対して、他都市事例や給付の実態等を調査・検討し、必要なサービス水準を確保しながら、DXの推進等により、その課題解決を図るべく、今後達成すべき目標、実施すべき具体的な項目及びロードマップ等を定め、着実に実行していくための「障がい福祉サービス等の質の確保・向上のためのアクションプラン」を策定することを目的とする。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つ障がい福祉サービス等に関するノウハウや、障がい者施策の研究・調査及びDX推進に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙1「障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査業務委託仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 49,500 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 発注者側から提供する資料、貸与品等

障がい福祉サービス等に係る給付実績及び給付費の推移、その他業務に必要なデータ等を受注者に提供又は貸与する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書（成果物型）」のとおり。

(4) 契約保証金

免除する。

(5) その他

契約の締結は、令和8年度予算の発効を条件とする。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加申請書の提出時点において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）登録種目における大分類「13 その他代行」・中分類「17 各種施策研究・調査」において登録されていること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は金融機関から取引の停止を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 直近1か年において、本店所在地の市町村民税（東京都特別区の場合は都民税）、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 適切な情報セキュリティポリシーの策定及び情報管理体制が整備され、次のいずれかに該当すること。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること
 - イ ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けていること

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・ 公募開始 | 令和8年3月 3日（火） |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年3月 17日（火） |
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年3月 24日（火）【予定】 |
| ・ 参加申請書及び企画提案書の提出期限 | 令和8年4月 3日（金） |
| ・ プレゼンテーション審査の実施 | 令和8年4月 10日（金）【予定】 |
| ・ 選定結果通知・公表 | 令和8年4月中旬 【予定】 |
| ・ 契約締結・業務開始 | 令和8年4月中旬 【予定】 |
| ・ 業務完了 | 令和9年3月 31日（水） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年3月17日（火）午後5時30分まで

イ 提出方法

- (ア) 別紙3「質問書」に記載の上、「9 提出先、問合せ先」まで提出すること。
- (イ) 提出方法は、「9 提出先、問合せ先」の窓口提出のほか、送付、FAX、電子メール（Eメール）による提出を可能とする。窓口提出以外の方法による場合は、到着の電話確認を行うこと。
- (ウ) 窓口での提出の場合は、上記アの期間内（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。
- (エ) 電子メール（Eメール）による提出の場合は、件名に「質問：障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査業務委託」と明記すること。
- (オ) 電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年3月24日（火）【予定】に福祉局ホームページにて行う。

(2) 参加申請書・企画提案書の受付

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請に係る誓約書（様式2）
- (ウ) 適切な情報セキュリティポリシーの策定を確認できる次のいずれかの書類の写し
 - A 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていることを証する書類
 - B ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けていることを証する書類
- (エ) 公募型プロポーザル企画提案書（様式3）

[企画提案書の項目]

- ・ 本業務の実施方針
- ・ 本業務の企画提案
- ・ 業務の工程
- ・ 本業務の実施体制
- ・ 本業務に類似する業務実績
- ・ 本業務の提案見積書と積算根拠

※ 企画提案書に注記する必要資料の写しを添付すること

イ 提出部数

正本1部、副本6部

※ 副本は事業者名を特定できる箇所（事業者名、所在地、代表者名、代表者印、ロゴマーク等 [担当者名は除く]）にマスキング等の処理を行うこと。

※ 正本、副本ともに、目次を添付のうえ、インデックスを貼付すること。

ウ 提出期限

令和8年4月3日（金）午後5時30分まで

エ 提出方法

- (ア) 上記アの提出書類を「9 提出先、問合せ先」の窓口に出すこと。
- (イ) 送付での提出を可とするが、事前に「9 提出先、問合せ先」の担当者に電話で報告の上、配達までの送達過程の記録が確認できる方法により行うこと。なお、FAX、電子メール（Eメール）による提出はできない。
- (ウ) 窓口での提出の場合は、上記ウの期限内（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

7 選定に関する事項

(1) 選定会議

本企画提案の審査については、総合的に公平性及び透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成された選定会議を開催の上、選定会議メンバーに意見聴取を行い、発注者が優先交渉権者を決定する。なお、選定会議は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) プレゼンテーション審査

選定会議では、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

ア 実施日時

令和8年4月10日（金）午後【予定】

イ 実施場所

大阪市役所【予定】

（大阪市北区中之島一丁目3番20号）

ウ 実施方法等

(ア) 実施内容

6(2)アの提出書類をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

(イ) 実施時間

1者30分程度（うち説明15分以内、質疑応答15分程度）とする。

(ウ) 出席者

1者あたり3名以内とし、プレゼンテーションは本業務の主担当者となる者が中心となって実施すること。

(エ) その他

参加資格の決定及びプレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細は、提案者に対して、様式1に記載の担当者メールアドレスあてに電子メール（Eメール）にて別途通知する。

(3) 選定基準

項目	基準	配点
実施方針	本業務の目的、実施内容等を十分に理解した実施方針となっているか。	30点
企画提案	企画提案内容の着眼点を適切に捉え、有益な企画提案となっているか。	30点
実行性	本業務の工程の計画性、実施体制及び類似する業務実績から十分な実行性が確保されているか。	30点
事業費及び積算根拠の妥当性	企画提案書の内容に対して、妥当な経費及び積算根拠が示されているか。	10点
合計点（選定会議メンバー1人当たり）		100点

(4) 選定方法

- ア 上記(3)の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議メンバーの意見を聴取した上で評価を実施し、選定会議メンバー全員の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- イ 合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合
- (ア) 「企画提案」、「実行性」、「実施方針」の順に点数が高い提案者を優先交渉権者とする。
 - (イ) 上記(ア)の点数も同じ場合、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。
- ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、選定会議メンバー1人でも合計点が50点未満若しくは1項目でも0点がある場合は、優先交渉権者として選定しない場合がある。
- エ 選定会議において、提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい提案者が存在しないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しない場合がある。

(5) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 参加資格を有しない者が企画提案を行うこと。
- イ 同一の参加者が複数の企画提案を行うこと。
- ウ 選定会議メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 優先交渉権者の選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
- (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額が2(3)の契約上限額を超えているもの。

(6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、福祉局ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 質問書、参加申請書・企画提案書それぞれの期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 提出先、問合せ先

担	当	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課		
住	所	〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号		
電	話	番 号	06-6208-7986	
F	A	X	番 号	06-6202-6962
電子メール(Eメール)				fa0026@city.osaka.lg.jp